



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

心身障がい者相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、4月14日(金)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

○とき・ところ

5月16日(火)、17日(水)
北見市総合福祉会館

○問合せ

福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

更生医療・育成医療の給付

更生医療・育成医療とは、障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を公費で補助します。ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象となり、育成医療は、身体に障がいがあるか将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童が対象となります。

○問合せ

福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。

原則として、費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

○問合せ

福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

障がいのある方に日常生活用具を給付

障がいのある方に、その障がいに応じて必要な、特殊寝台や移動・移乗支援用具などの日常生活用具を給付しています。

原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

○問合せ

福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

障害福祉サービス利用を

障害者総合支援法により、障がいのある方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。

この制度は、障がいの種類(身体障がい・知的障がい・精神障がい)や年齢に関係なく共通のサービスが受けられるものです。

○サービス内容 身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など

○利用者負担 原則1割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決められています。また、施設サービス利用者の食費や光熱水費は利用者負担になります

○申請 利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受ける必要があるため、あらかじめ町に申請を行ってください

○問合せ

福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

■開発行為とは

①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設

②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更

上記の要件に当てはまる事業を行う場合は、下記へご相談ください。

○問合せ 建設課住環境整備係 (☎ 47-2118)

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。

この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

○届け出対象工事

床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

○届け出の時期・届け出先

工事着手の7日前までに下記へ届け出てください。

○問合せ 建設課住環境整備係 (☎ 47-2118)

北海道職員 普及職員(農業) 募集

北海道では、営農技術情報の提供や新技術の実証・展示など農業の生産性向上、農業経営や農村生活改善などに関する技術や知識を農業者に普及指導する「普及職員(農業)」を募集しています。

令和5年度採用試験から、農業に関する専門知識を面接のみで試験する「専門試験口述型」が導入されました。採用試験情報の詳しい内容は、下記QRより北海道農政部生産振興局技術普及課のホームページをご覧ください。

○受験資格

- ・平成5年4月12日～平成14年4月1日生まれの方
- ・平成14年4月2日以降生まれで大学を卒業する見込みの方など、別に定める方

○採用試験スケジュール

採用区分	申し込み受け付け	第1次試験	第2次試験	最終合格発表	採用予定数
専門試験筆記型 ※大学卒業見込み	5月8日(月)～18日(木)	6月18日(日)	7月上旬～中旬	7月下旬	21人
専門試験口述型 ※大学卒業見込み	8月14日(月)～23日(水)	9月24日(日)	10月下旬	11月下旬	10人

※第1次試験および第2次試験の内容は、北海道農政部生産振興局技術普及課のホームページをご覧ください。



◀ 「普及職員(農業) 職員採用のページ」



◀ 「北海道人事委員会 HP 試験案内」

■ 問合せ 北海道農政部生産振興局技術普及課普及推進係 (☎ 011-204-5379)

乳用牛の実査検査

令和5年2月1日現在の町内乳用牛の飼養農家戸数と頭数の調査実績です。

	令和5年	令和4年	前年度比
飼養戸数	42戸	45戸	3戸減
飼養頭数	6,175頭	6,228頭	53頭減
1戸当たり飼育頭数	147.0頭	138.4頭	8.6頭増

■ 問合せ 農林商工課農政係 (☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

○建築確認申請が必要な地域

- ①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
- ②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域

○建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物

- ①倉庫、車庫などで100㎡以上
- ②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
- ③木造以外で2階建て以上、または延べ面積が500㎡以上

■ 問合せ 建設課住環境整備係 (☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)